

『障がい者の福祉』について関心と理解を深めましょう！

— 12月3日～9日は『障害者週間』です —

岡町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

障がい者虐待を発見したら通報を！

『障害者虐待防止法』では、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人には、通報が義務づけられています。気付いた人は、速やかに役場または『柳井圏域障害者虐待防止センター』に通報をお願いします。

■障がい者の虐待に関する相談・通報窓口

◇柳井圏域障害者虐待防止センター

(社会福祉法人城南学園内)

☎ 52-2678 (24時間対応)

◇町民福祉課福祉係

・受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)

☎ 52-5810

■『障害者虐待防止法』での障がい者虐待とは

- ・養護者による虐待
- ・障害者福祉施設従事者による虐待
- ・使用者（雇用主など）からの虐待

◇具体的な障がい者虐待の例

- ①**身体的虐待** 平手打ちされる、殴られる、蹴られる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れられる、火傷・打撲させられるなど
- ②**性的虐待** お尻や胸を触られる、裸の写真を撮られる、わいせつな言葉を言われるなど
- ③**心理的虐待** 怒鳴られる、悪口を言われる、意図的に無視されるなど
- ④**経済的虐待** お金を取られる、お金を渡してもらえないなど
- ⑤**放任・放棄（ネグレクト）** お風呂に入れさせてもらえない、ご飯を食べさせてもらえないなど

『障害者差別解消法』をご存知ですか

この法律は、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指したものです。

『障害者差別解消法』では、どんなことが差別になるのかを、きちんと判断できる物差しを定めるとともに『不当な差別的取扱い』を禁止し、『合理的配慮の提供』を求めています。

田布施町人権教育推進大会

岡社会教育課 ☎ 52-5813

岡町民福祉課 ☎ 52-5810

人権意識の高揚を図り、一人ひとりが大切にされる町づくりを推進するため、人権教育推進大会を開催します。

◇日時 11月25日(土)午後1時30分～

◇場所 田布施町保健センター

◇内容

①小・中学生の最優秀作品の表彰および発表
(啓発標語・詩)

②記念講演

『インターネット上のトラブル事例で学ぶ最新の人権感覚』

消費生活アドバイザー 岡本 浩司 氏

◇主催 田布施町・田布施町教育委員会

田布施町人権教育推進協議会

11月11日(土)～17日(金)は
山口県の同和問題啓発週間です

岡総務課 ☎ 52-5802

県民一人ひとりが同和問題に対する理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立って、全県的に各種啓発行事が行われます。

◇テーマ

人間尊重の視点に立った

同和問題に対する理解を

～『部落差別解消推進法』施行～